

「第12回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への議会の見解

このような意見徴収の場はありますか？もしあるなら、そこに寄せられた意見の状況（件数や多い意見）やそれらへの対応（回答の状況や実践）はどのようなものなのか？←回収の時間がはやすぎるので、間にあいませんでした。後日のホームページで回答をまっています。

議会の見解

1. 議会基本条例に規定した制度は以下の3点です。

①議会報告会の開催

議会基本条例第10条第1項に規定し、第2項で議会報告会実施要綱を別に定め開催しています。開催月は毎議会ごと3カ月に一度開催し、併せて市民との意見交換会も開催します。時間は、概ね2時間で、原則として議員全員が参加し、議員の手作りで行います。

②委員会における請願・陳情の提出者の意見を聴く機会の保障

議会基本条例第9条第3項に規定した、請願及び陳情の審議の際に、提出者の意見を聴く機会を保障しています。これは、請願及び陳情を市民による政策の提言と位置付け、各党派、議員が態度表明をするための重要な施策の判断の機会として制度導入しています。

③出前講座・懇談会等の実施

議会基本条例第18条第3項に規定の、委員会単位での、出前講座、懇談会等の開催があります。これは、出前講座実施要綱に基づき市民（団体）からの要請に基づき随時、指定の場所に出向き、議会制度の説明や市民（団体）との意見交換を行うものであります。

2. 寄せられた意見の状況は、報告会ごとに相違がありますが、先の第12回議会報告会では、17件の意見が出されましたし、過去の報告会でも、常時今回以上の意見が寄せられ、議会としてもやりがいを感じている状況であります。意見の内容は、知立駅周辺事業に関することや議会改革に関して、高齢者福祉や、障がい者福祉、子ども・子育て支援など福祉施策全般に係わること、あるいは、土地区画整理事業や道路整備、環境対策や防災対策、行政改革や行財政運営など行政施策全般に係わる意見をいただいています。

3. これらの貴重な意見に対する対応は、議会報告会で回答できなかった意見に対しては、後日1カ月半程度までを目途に、回答を作成し、直近の議会改革特別委員会で承認してから、ホームページに公表しています。

4. 実践としましては、議会報告会実施要綱第9条に規定しています市行政に対する要望、提言等で重要なものは、委員会できりまとめ議長から市長に要請や政策提言する制度になっています。また、議員各位の判断で、一般質問や委員会審査等議会の場で政策提言しています。なお、当然のことではあります。これらの制度以外でも、日々、議員各位に寄せられる意見は大変貴重なものと認識しており、議員は住民の代表者、代弁者の使命と責任を果たすべく、それぞれの議員の見識により活動している状況であります。

なお、ご意見・アンケートの回収時間が早すぎた件はお詫び申し上げます。以後はもう少し時間をかけ、丁寧で、参加市民の皆様が意見を出しやすい運営に心掛けてまいります。